

電離放射線障害防止規則等の改正について

安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

令和9年10月1日施行

※下線部は改正内容

電離則第17条第2項ないし第6項

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

工業用の特定エックス線装置(波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。

- 従来は管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありましたが、施行後は管電圧10kV以上の装置が設置義務の対象となります。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければなりません。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

工業用等の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルプルーフのための安全装置の設置が義務化されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルプルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合には、その代替措置が必要です。

※ 今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください(経過措置)。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました(※公布日施行)。

電離則第47条、第52条の2

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者はその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置 安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフルプルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者に装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせてください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

- 安全装置を無効化した際の代替措置または1(2)に記載の経過措置が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

特別教育の対象業務拡大
作業主任者職務追加(作業の方法・労働者の指揮等)
令和8年4月1日施行

自動警報装置義務拡大
安全装置義務化作業主任者職務追加(安全装置関係)
令和9年10月1日施行

改正の詳細はこちら



作業主任者の職務が追加されます 電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)等を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が追加されます(※)

電離則に掲げられている標識の掲示や安全のための措置、放射線測定器の装着等の確認等の従来の職務に以下の職務を追加します。

※改正省令の内容は
こちら



電離則第47条

エックス線作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置

作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者の使用を止めさせるなどの必要な措置を取ってください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置

安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線装置の使用中にフルプールのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者が装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取ってください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

令和9年10月1日施行

改修が著しく困難な装置に関する経過措置の確認

今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用等の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください。

電離則第52条の3

ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置

作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者の使用を止めさせるなどの必要な措置を取ってください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

改正後の作業主任者の職務

※下線部は改正により追加される職務

<職務> (電離則第47条)

エックス線作業主任者の職務

- ① 電離則第3条第1項(管理区域)又は第18条第4項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 第10条第1項の照射筒若しくはしほり又は第11条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。
- ③ 第12条各号(間接撮影時の措置)若しくは第13条各号(透視時の措置)に掲げる措置又は第18条の2(透過写真の撮影時の措置等)に規定する措置を講ずること。
- ④ 前2号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- ⑤ 第17条第1項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- ⑥ 第17条第1項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和8年4月1日から)
- ⑦ 安全装置を点検すること。(令和9年10月1日から)
- ⑧ 安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること(令和9年10月1日から)
- ⑨ 安全装置を取り外し又は無効にした場合に、代替措置が講じられていることを確認すること。(令和9年10月1日から)
- ⑩ 照射開始前及び照射中、第18条第1項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑪ 第8条第3項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和8年4月1日から)

<職務> (電離則第52条の3)

ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務

- ① 電離則第3条第1項(管理区域)又は第18条第4項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。
- ③ 伝送管の移動が第18条の4第1号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第18条の3の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。
- ④ 照射開始前及び照射中に、第18条第1項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑤ 第17条第1項の措置(照射中の周知)が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第8条第3項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑥ 第17条第1項の措置(照射中の周知)に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和8年4月1日から)
- ⑦ 第18条の2の措置(作業従事者のいない方向に照射)を講ずること。
- ⑧ 第18条の4第2号の措置(コリメーター等の使用)を講ずること。
- ⑨ 前2号に掲げるもののほか放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- ⑩ 作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること。
- ⑪ 第19条第1項の点検(使用後の線源の格納点検)をすること。
- ⑫ 第42条第1項第4号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。
- ⑬ 第42条第1項第4号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第18条の10第1項の措置(遮へい等)を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和8年4月1日から)

特別教育の対象業務を拡大します

電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、特別教育の実施対象となる業務が拡大されます(※)。

主な改正内容は以下の通りです。

※改正省令の内容は
こちら



令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に拡大しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型の装置)を使用する業務は対象に含まれません。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5h
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検	1.5h
	ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にあつては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5h
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5h
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0h

※下線部は、特別教育規程において改正により変更される箇所